【様式３】

高機能消防指令情報システム更新整備業務　提案競技参加確認書

令和６年●●月●●日

長野市長　様

所在地

会社名

代表者　　　　　　　　　　　　　　　　印

貴市が実施する標記事業に参加したいので、指定の書類を添えて申請します。

なお、提出書類に記述した事項はすべて事実と相違なく、かつ、地方自治法施行令第 167条の４第１項及び長野市契約規則第４条第１項の規定のいずれにも該当しないことを誓約します。

以後は、以下の連絡先にお願いします。

|  |  |
| --- | --- |
| 登録業者番号 |  |
| 統括責任者 |  |
| 担当者 |  |
| 電話番号 |  |
| ＦＡＸ番号 |  |
| 電子メール |  |

（注）共同で参加する場合は、代表事業者について記述すること。

【様式４】

高機能消防指令情報システム更新整備業務　事業者概要

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　目 | | 内　容 |
| 会社名 | |  |
| 設立年月日 | |  |
| 資本金 | |  |
| 売上高 | 年度 |  |
| 年度 |  |
| 業務内容・資格 | |  |
| 主な業務実績 | |  |
| 組織図  （最寄の支店、  営業所及び  その所在地を  含む。） | |  |

記載上の注意

１　すべての項目について記述すること。

２　売上高は、確定している直近２年分について記述すること。

３　表の行幅等については、記述内容に応じて適宜変更すること。

４　共同で参加する場合は、代表事業者について記述すること。

【様式５】

高機能消防指令情報システム更新整備業務　共同企業体参加申請書

令和６年　　月　　日

長野市長　様

１　共同企業体名

２　代表事業者

　〒

　所在地

　商号又は名称

　代表者職・氏名

印

３　総括責任者

　職・氏名

　電話番号

４　共同企業体構成員

　〒

　所在地

　商号又は名称

　代表者職・氏名

印

　〒

　所在地

　商号又は名称

　代表者職・氏名

印

　貴市が実施する標記事業に共同企業体として参加したいので、指定の書類を添えて申請します。

なお、提出書類の記述した事項はすべて事実と相違なく、かつ、参加する事業者すべてが地方自治法施行令第 167条の４第１項及び長野市契約規則第４条第１項の規定のいずれにも該当しないことを誓約します。

【様式６】

高機能消防指令情報システム更新整備業務　共同企業体概要表

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 共同企業体名称 |  | | |
|  | 住所 | 名称 | 代表者職・氏名 |
| 代表事業者 |  |  |  |
| 構成事業者 |  |  |  |
|  |  |  |

記載上の注意

１　すべての項目について記述すること。

２　表の行幅等については、記述内容に応じて適宜変更すること。

【様式７】

高機能消防指令情報システム更新整備業務　共同企業体構成事業者概要

№●

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　目 | | 内　容 |
| 会社名 | |  |
| 設立年月日 | |  |
| 資本金 | |  |
| 売上高 | 年度 |  |
| 年度 |  |
| 業務内容・資格 | |  |
| 主な業務実績  （項目のみ） | |  |
| 組織図  （最寄の支店、  営業所及び  その所在地を  含む。） | |  |

記載上の注意

１　代表事業者を除くすべての構成事業者について、１事業者１枚ずつ記述すること。

２　すべての項目について記述すること。

３　売上高は、確定している直近２年分についてすること。

４　表の行幅等については、記述内容に応じて適宜変更すること。

５　様式が不足する場合は、この様式をコピーして記述すること。

【様式Ｆ】

共同企業体協定書

（目的）

第１条　当共同企業体は、次の業務（以下「本業務」という。）を共同連帯して履行することを目的とする。

　(1) 長野市発注に係る高機能消防指令情報システム更新整備業務に関する業務

　(2) 前号に附帯する業務

（名称）

第２条　当共同企業体は、●●●●共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条　当企業体は、事務所を●●市●●町●●番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　当企業体は、●●年●●月●●日に成立し、本業務の履行完了後●●ヶ月を経過するまでの間は、解散することはできない。

２　本業務を委託することができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、本業務に関する契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第５条　当企業体の構成員は、次のとおりとする。

　　　　　●●県●●市●●町●●番地　●●株式会社

　　　　　●●県●●市●●町●●番地　●●株式会社

（代表者の名称）

第６条　当企業体は、●●株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条　当企業体の代表者は、本業務の履行に関し、当企業体を代表して、発注者と折衝する権限並びに自己の名義をもって委託料を請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合）

第８条　各構成員の出資割合は、次のとおりとする。ただし、本業務について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資割合は変わらないものとする。

　　　　　●●株式会社　　　　　●●％

　　　　　●●株式会社　　　　　●●％

２　金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上、構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第９条　当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の遂行内容について協議の上決定し、本業務の円滑な遂行に当たるものとする。

（構成員の責任）

第10条　各構成員は、本業務に関して当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条　当企業体の取引金融機関は、●●銀行とし、代表者の名義により設けられた、長野市に登録済みの預金口座によって取引するものとする。

（決算）

第12条　当企業体は、本業務完了の際に本業務について決算するものとする。

（利益金の配当の割合）

第13条　決算の結果利益が生じた場合には、第８条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

（欠損金の負担の割合）

第14条　決算の結果欠損金を生じた場合には、第８条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第15条　本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

（業務途中における構成員の脱退に対する措置）

第16条　構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が本業務を完了する日までは脱退することができない。

２　構成員のうち本業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して本業務を完了する。

３　第１項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資割合を、残存構成員が有している出資割合により分割し、これを第８条に基づく割合に加えた割合とする。

４　脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

５　決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

（本業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置）

第17条　構成員のうちいずれかが本業務途中において破産し、又は解散した場合においては、前条第２項から第５項までの規定を準用するものとする。

（協定書に定めない事項）

第18条　この協定書に定めない事項については、運営委員会において定めるものとする。

　●●会社外●社は、上記のとおり●●●●共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書●通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

●●年●●月●●日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　●●株式会社

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表取締役　●●　●●　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　●●株式会社

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表取締役　●●　●●　印